

平成 26 年度第 26 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 27 年 3 月 5 日(木) 午前 9 時 57 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新
総括課長 花山 智行
担当課長 小原 由香

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 6 号を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 2 号 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 3 号 特地勤務手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 4 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 5 号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 6 号 職員の選考による昇任の決定について (非公開)

協議事項 1 教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について (公開)

報告事項 1 平成 27 年度岩手県職員 (スポーツ選考) 採用選考の実施について (公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

[議案第 2 号]

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

[議案第 3 号]

特地勤務手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

[議案第 4 号]

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

[議案第 5 号]

職員の育児休業等に関する規則の一部改正について、決定した。資料はこちら

[協議事項 1]

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則の制定について、協議した。

[報告事項 1]

平成 27 年度岩手県職員 (スポーツ選考) 採用選考の実施について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

[議案第 6 号]

職員の選考による昇任について、決定した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部改正について

平成27年3月5日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

独立行政法人通則法等の改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。(第2条関係)
- (2) 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。(第2条関係)

第3 施行期日(附則関係)

平成27年4月1日から施行すること。

職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則の一部を改正する規則

職員の懲戒の手續及び効果等に関する規則（昭和37年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第2条 条例第2条の人事委員会規則で定める法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第1項</u>に規定する<u>独立行政法人（同条第2項に規定する特定独立行政法人を除く。）</u>、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人並びに次に掲げる法人とする。</p> <p>（1）～（5） [略]</p>	<p>（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第2条 条例第2条の人事委員会規則で定める法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>中期目標管理法人及び同条第3項に規定する国立研究開発法人</u>、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人並びに次に掲げる法人とする。</p> <p>（1）～（5） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

独立行政法人制度改革関連法案の骨子

平成26年4月
内閣官房行政改革推進本部事務局

改革の方針

独立行政法人が、制度導入の本来の趣旨に則り、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、法人運営の基本となる共通制度について見直しを行うもの。

1 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

(1) 業務の特性を踏まえた法人の分類

全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、以下の三つの分類を設ける。

① 中期目標管理法人

- ・ 公共上の事務・事業を中期的（3～5年）な目標・計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする法人【第2条②, 第29条】

② 国立研究開発法人

- ・ 研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的（5～7年）な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人【第2条③, 第35条の4】

（注）国立研究開発法人のうち、世界トップレベルの成果が期待される法人（特定国立研究開発法人（仮称））については、別の法律により特別な措置

③ 行政執行法人

- ・ 国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人【第2条④, 第35条の9】
- ・ 役職員に公務員身分を付与【第51条】

地方独立行政法人法（抄）

（定款）

第八条（略）

2 定款

の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）とする場合に限り、行うことができる。

4 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第十一条に規定する地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 業務運営

第二節 中期目標等

（中期計画）

第二十六条（略）

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四（略）

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが

（定款）

第八条（略）

2 定款

（前項第五号に掲げる事項を除く。）の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 第一項第五号に掲げる事項については、定款を変更することができない。

（新設）

第三章 業務運営

第二節 中期目標等

（中期計画）

第二十六条（略）

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四（略）

（新設）

議案第2号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

平成27年3月5日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

国の例に準じて歯科技工士に係る初任給基準を改正するとともに、独立行政法人通則法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。(第16条及び別表第4関係)
- (2) 国の例に準じて、医療職給料表(2)初任給基準表において、歯科技工士に「短大3卒」の区分を設ける等の改正をすること。(別表第2及び別表第6関係)

第3 施行期日(附則関係)

平成27年4月1日から施行すること。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																								
<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員</u>（以下「<u>一般独立行政法人職員</u>」という。）</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>別表第2 級別資格基準表（第4条関係）</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 医療職給料表(2)級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th rowspan="2">試 験</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="6">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">歯科技工士</td> <td rowspan="3"></td> <td>短大卒</td> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> <td></td><td>5</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td><td>5</td><td>10</td><td>13</td><td>17</td><td>19</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>ク [略]</p> <p>別表第4（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">経験年数換算表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>経 歴</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	試 験	学歴免許等	職務の級						1	2	3	4	5	6	[略]			級	級	級	級	級	級	歯科技工士		短大卒	[略]						高校卒		5	5	3	4	2		0	5	10	13	17	19	[略]									経 歴	換算率	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の	[略]	<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する<u>中期目標管理法</u>人又は同条第3項に規定する<u>国立研究開発法人</u>の職員（以下「<u>中期目標管理法</u>人等職員」という。）</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>別表第2 級別資格基準表（第4条関係）</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 医療職給料表(2)級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 種</th> <th rowspan="2">試 験</th> <th rowspan="2">学歴免許等</th> <th colspan="6">職務の級</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td><td>級</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">歯科技工士</td> <td rowspan="3"></td> <td>短大3卒</td> <td></td><td>1</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td><td>1</td><td>6</td><td>9</td><td>13</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>短大2卒</td> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>ク [略]</p> <p>別表第4（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">経験年数換算表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>経 歴</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	試 験	学歴免許等	職務の級						1	2	3	4	5	6	[略]			級	級	級	級	級	級	歯科技工士		短大3卒		1	5	3	4	2		0	1	6	9	13	15	短大2卒	[略]						[略]									経 歴	換算率	国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の	[略]
職 種				試 験	学歴免許等	職務の級																																																																																																																			
	1	2	3			4	5	6																																																																																																																	
[略]			級	級	級	級	級	級																																																																																																																	
歯科技工士		短大卒	[略]																																																																																																																						
		高校卒		5	5	3	4	2																																																																																																																	
			0	5	10	13	17	19																																																																																																																	
[略]																																																																																																																									
経 歴	換算率																																																																																																																								
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の	[略]																																																																																																																								
職 種	試 験	学歴免許等	職務の級																																																																																																																						
			1	2	3	4	5	6																																																																																																																	
[略]			級	級	級	級	級	級																																																																																																																	
歯科技工士		短大3卒		1	5	3	4	2																																																																																																																	
			0	1	6	9	13	15																																																																																																																	
		短大2卒	[略]																																																																																																																						
[略]																																																																																																																									
経 歴	換算率																																																																																																																								
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関、外国政府の	[略]																																																																																																																								

職員、一般独立行政法人職員、国立
大学法人等職員若しくは地方独立行
政法人法職員としての在職期間

[略]

[略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
[略]			
歯科技工士		短大卒	[略]
		高校卒	1級1号給
[略]			

[略]

ク [略]

職員、中期目標管理法人等職員、国
立大学法人等職員若しくは地方独立
行政法人法職員としての在職期間

[略]

[略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
[略]			
歯科技工士		短大3卒	1級17号給
		短大2卒	[略]
[略]			

[略]

ク [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

独立行政法人通則法

平成11年7月16日法律第103号

改正法令

独立行政法人通則法の一部を改正する法律
平成26年6月13日法律第66号
平成27年4月1日 施行

【旧】

○独立行政法人通則法
(平成十一年七月十六日号外
法律第百三号)

：

：

《略》

：

目次

第一章 総則

 第一節 通則 (第一条-第十一条)

 第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)

 第三節 設立 (第十三条-第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条-第二十六条)

第三章 業務運営

 第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

 第二節 中期目標等 (第二十九条-第三十五条)

第四章 財務及び会計 (第三十六条-第五十条)

第五章 人事管理

 第一節 特定独立行政法人 (第五十一条-第六十条)

 第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条-第六十三条)

【新】

○独立行政法人通則法
(平成十一年七月十六日号外
法律第百三号)

：

：

《略》

：

目次

第一章 総則

 第一節 通則 (第一条-第十一条)

 第二節 独立行政法人評価制度委員会 (第十二条-第十二条の八)

 第三節 設立 (第十三条-第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条-第二十六条)

第三章 業務運営

 第一節 通則 (第二十七条-第二十八条の四)

 第二節 中期目標管理法人 (第二十九条-第三十五条の三)

 第三節 国立研究開発法人 (第三十五条の四-第三十五条の八)

 第四節 行政執行法人 (第三十五条の九-第三十五条の十二)

第四章 財務及び会計 (第三十六条-第五十条)

第五章 人事管理

【旧】

第六章 雑則（第六十四条―第六十八条）
第七章 罰則（第六十九条―第七十二条）
附則

《略》

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

【新】

第一節 中期目標管理法人及び国立研究開発法人（第五十条の二―第五十条の十一）

第二節 行政執行法人（第五十一条―第六十三条）

第六章 雑則（第六十四条―第六十八条）
第七章 罰則（第六十九条―第七十二条）
附則

《略》

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立

【旧】

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによ... 《略》 ...

【新】

研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性等）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによ... 《略》 ...

規 則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一一四―二五

人事院規則一一四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一一四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

第五項の次に次の一項を加える。

次に掲げる規則は、廃止する。
規則九―一三四
規則九―一三六

（平成二十七年一月三十日施行）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一一三四の一部改正）

2 人事院規則一一三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の二の表規則九―一三四（平成二十六年四月一日における号俸の調整）の項を削る。

（人事院規則一一三四の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正前の規則一一三四別表の二の表規則九―一三四（平成二十六年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九―一二四

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万六千九百円」を「二万六千四百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第二条の規定による改正前の給与法第二十二條第一項に定める職員で、同項の規定により支給される勤務一日についての手当の額（以下この項において「旧手当額」という。）が二万六千四百円以上二万六千九百円未満であるものに手当を支給しようとする場合において、その額が当該職員に係る旧手当額以下であるときは、当該職員に対する給与法第二十二條第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日（当該職員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日）までの間は、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九―一七九

人事院規則九―一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九―一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第二の医療職俸給表（一）初任給基準表の表中

短大3卒

短大2卒

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

1級11号俸

1級17号俸

別表第六の医療職俸給表（一）在級期間表の備考第五項中、「[采道整備後]」を「[采道整備後]」又は「[歯科技工士]」を「[歯科技工士]」に改め、及び「[2.5]」を削り、同表の備考第六の項を削る。

6 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大3卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「1」とする。

別表第七の行政職俸給表（一）昇格時号俸対応表中

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

中略

54	54	9		
55	55	9		
56	56	9		
57	57	9		
58	58	9		
59	59	10		
60	60	10		
61	61	10		
62	61			
63	62			
64	62			
65	63			
66	63			
67	64			
68	64			
69	65			
70	65			
71	66			
72	66			
73	67			
74	67			
75	68			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			

84	76		
85	77		

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一七―一三九

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。
別表第二の一及び二の表中「[117,500円]を[116,500円]に改め、別表第二の三から五までの表中「[119,700円]を[118,500円]に改め、別表第二の六の表中「[32,800円]を[29,500円]に、別表第二の七の表中「[42,600円]を[42,300円]に改め、別表第二の九の表中「[39,700円]を[39,300円]に改め、別

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一四―一五

人事院規則九一四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一四（通勤手当）の一部を次のように改正する。
第十六条第一号を次のように改める。

一次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用して通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ 法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）又は法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ 官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

二 規則一一四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職したこと。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院規則9—8—79 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係） ワ 医療職俸給表(二)初任給基準表		別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係） ワ 医療職俸給表(二)初任給基準表	
職 種	学 歴 免 許 等	職 種	学 歴 免 許 等
歯 科 技 工 士	短 大 3 卒 短 大 2 卒	歯 科 技 工 士	短 大 卒 高 校 卒
	1 級 1 7 号 俸 1 級 1 1 号 俸		1 級 1 1 号 俸 1 級 1 号 俸
備考 1～3 (略)		備考 1～3 (略)	
別表第六 在級期間表（第二十条関係） ワ 医療職俸給表(二)在級期間表 (略)		別表第六 在級期間表（第二十条関係） ワ 医療職俸給表(二)在級期間表 (略)	
備考 1～4 (略) 5 職種欄の「あん摩マツサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」の区分の適用を受ける者のうち、適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級「1」とあるのは、「5」とする。		備考 1～4 (略) 5 職種欄の「あん摩マツサージ指圧師」、「はり師」、「きゆう師」又は「柔道整復師」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級「1」とあるのは、「5」とする。	
6 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大3卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級「2.5」とあるのは、「1」とする。		（新設）	
カ～タ (略)		カ～タ (略)	

議案第3号

特地勤務手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部改正について

平成27年3月5日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、下記の規則の規定について所要の整備をすること。

- (1) 特地勤務手当等に関する規則第5条第1項
- (2) 単身赴任手当に関する規則第5条第1項

第3 施行期日等（附則関係）

平成27年4月1日から施行すること。

特地勤務手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

特地勤務手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第1条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年岩手県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第5条 条例第30条の3第2項の人事委員会規則で定める者は、給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)の前日において、次に掲げる者であった者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の職員</p> <p>(6) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>第5条 条例第30条の3第2項の人事委員会規則で定める者は、給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)の前日において、次に掲げる者であった者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の職員</p> <p>(6) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第2条 単身赴任手当に関する規則(平成2年岩手県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第2項</u>に規定する<u>特定独立行政法人</u>の職員</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第4項</u>に規定する<u>行政執行法人</u>の職員</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

特勤手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

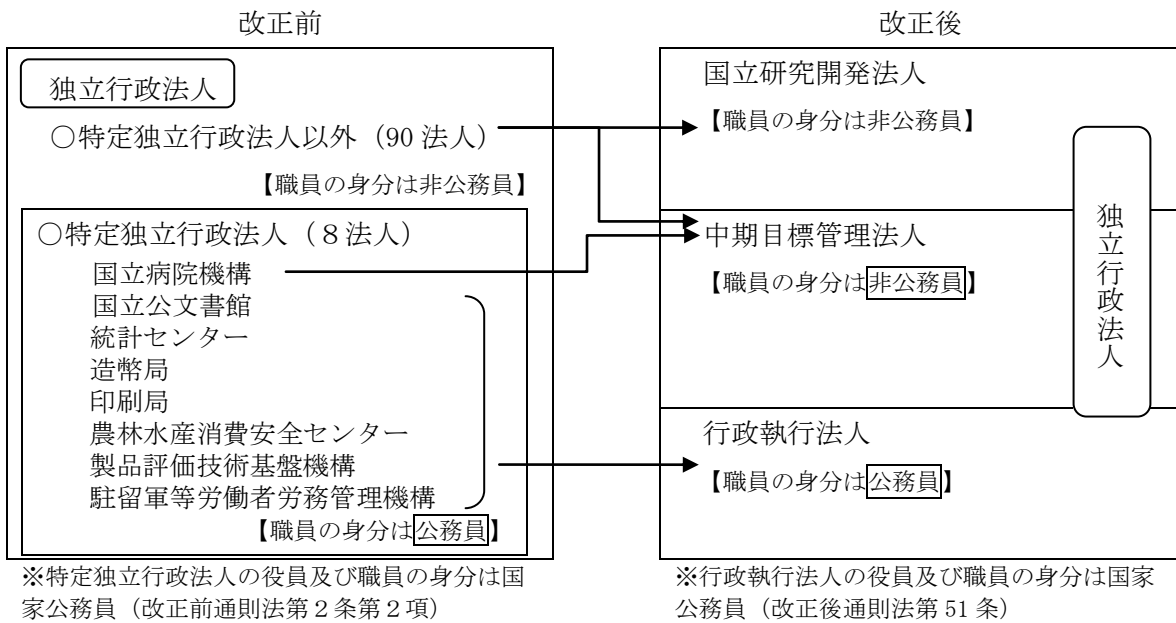
2 改正内容

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、下記の規則の該当規定について所要の整備をすること。

- (1) 特勤手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）第5条第1項
- (2) 単身赴任手当に関する規則（平成2年岩手県人事委員会規則第1号）第5条第1項

【独立行政法人制度の改正の概要】

職員の身分が公務員型であった特定独立行政法人が、引き続き公務員型である行政執行法人と非公務員型の中長期目標管理法人に改編されるため、特定独立行政法人職員を国家公務員と同様の取扱いとして規定している部分について、所要の整備が必要となった。



3 施行期日

平成27年4月1日から施行すること。

議案第4号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について

平成27年3月5日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすること。（第7条の2関係）

第3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>（1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>（1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法

昭和22年12月12日法律第164号

改正法令
児童福祉法の一部を改正する法律
平成26年5月30日法律第47号
平成27年1月1日 施行

第一法規

1頁

児童福祉法

【旧】

○児童福祉法
(昭和二十二年十二月十二日
法律第百六十四号)

：
：
《略》
：

目次

：
：
第五節 児童委員（第十六条—第十八条の三）
第六節 保育士（第十八条の四—第十八条の二・・・《略》・・・

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導等（第十九条—第二十一条の五）

：
：
第二節 居宅生活の支援

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所・・・《略》・・・
第二款 指定障害児通所支援事業者（第二十・・・《略》・・・

【新】

○児童福祉法
(昭和二十二年十二月十二日
法律第百六十四号)

：
：
《略》
：

目次

：
：
第五節 児童委員（第十六条—第十八条の三）
第六節 保育士（第十八条の四—第十八条の二・・・《略》・・・

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等

第一款 療育の指導（第十九条）
第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給

第一目 小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九条の二—第十九条の八）
第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関（第十九条の九—第十九条の二十一）
第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（第十九条の二十二）

第三款 療育の給付（第二十条—第二十一条の三）
第四款 雑則（第二十一条の四—第二十一条の五）

第二節 居宅生活の支援

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所・・・《略》・・・
第二款 指定障害児通所支援事業者（第二十・・・《略》・・・

第一法規

2頁

【旧】

：
：
《略》
：

(保護者)

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(障害児通所支援等)

第六条の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業を

第一法規

児童福祉法

【新】

：
：
《略》
：

(保護者)

第六条 この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

〔小児慢性特定疾病医療支援等の定義〕

第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。

② この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等（政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）であつて、当該疾病の状態で当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。）をいう。

〔障害児通所支援等〕

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事

3頁

【旧】

- いう。
- ② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- ③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。
- ④ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- ⑤ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。
- ⑥ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。
- ⑦ この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第

第一法規

【新】

- 業をいう。
- ② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- ③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。
- ④ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- ⑤ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。
- ⑥ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。
- ⑦ この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第

4頁

議案第5号

職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

平成27年3月5日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。

第2 規則案の内容

職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備をすること。
(第2条の2関係)

第3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 育児休業条例第2条第4号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>	<p>(勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 育児休業条例第2条第5号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)から第3項まで及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に該当するものを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 第2条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内におい

て、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在不いこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間(以下「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

- 2 任命権者は、前項の規定に基づき任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定に基づき任期を更新する場合には、あらかじめ同項の職員の同意を得なければならない。
- 5 第2項の規定は、第3項の規定に基づき任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に進じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(人事委員会規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(岩手県職員定数条例の一部改正)

2 岩手県職員定数条例(昭和27年岩手県条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の定数) 第2条 [略] 2 前項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含むものとする。 (1)・(2) [略] 3 前2項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含まないもの	(職員の定数) 第2条 [略] 2 前項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含むものとする。 (1)・(2) [略] <u>(3) 県立学校に勤務する者及び県費負担教職員であつて、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年岩手県条例第13号)第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用されたもの</u> 3 前2項の規定による定数には、次に掲げる者に係るものを含まないもの

とする。 (1)~(3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略]	とする。 (1)~(3) [略] <u>(4) 配偶者同行休業をしている者</u> (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略]
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の3 [略]	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の3 [略] <u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第17条の4 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、 <u>配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

4 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の3 [略]	(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の3 [略] <u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> 第17条の4 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、 <u>配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年岩手県条例第13号)第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(3) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

6 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年岩手県条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大学院派遣研修費用の償還)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(大学院派遣研修費用の償還)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>3 第1項第2号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

○職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月27日条例第7号

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの